

## 第 6 次琴平町総合計画策定支援業務

### 公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 4 月 24 日

琴平町企画防災課

## 1. 目的

本要領は、琴平町(以下「町」という。)が実施する第 6 次琴平町総合計画策定支援業務を委託するのに最も適した事業者を選定するためのプロポーザルに必要な事項を定める。なお、本プロポーザルは、琴平町プロポーザル方式取扱規程(平成 29 年琴平町訓令第 7 号。以下「規程」という。)に基づき実施する。

## 2. 事業概要

項目	内容
業務名	第 6 次琴平町総合計画策定支援業務
業務内容	第 6 次琴平町総合計画(基本構想・基本計画)の策定支援(別添仕様書のとおり)
委託期間	契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日
委託料等	見積上限額は、金 7,700,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)。なお、見積上限額を超える提案は失格とする。
担当課	琴平町企画防災課

## 3. 審査方式

本プロポーザルは、ヒアリングを実施しない。提出された企画提案書等の書類審査のみにより受託候補者を特定する。

なお、提出書類の内容について、必要に応じて電話・メール等による確認を行う場合がある。

## 4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

### 【基本要件】

- 法人格を有していること
- 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと
- 会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと
- 公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、町の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと
- 国税及び地方税の滞納がないこと
- 直近の決算において債務超過でないこと

### 【実績要件】

- 令和 8 年 3 月 31 日から過去 10 年以内に、市区町村が発注した総合計画策定支援業務を 1 件以上完了した実績を有すること(実績を証明する契約書の写し等を提出できること)

### 【技術者要件】

- 過去 10 年以内に総合計画策定支援業務において業務責任者として従事した経験を有する者を、本業務の業務責任者として配置できること
- 本業務に専従できる技術者を 2 名以上配置できること

## 5. 公募期間及び選考スケジュール

実施内容	実施期間または期日
公告	令和 8 年 4 月 24 日(金)
質問書の提出期限	令和 8 年 4 月 30 日(木)17 時まで

実施内容	実施期間または期日
質問に対する回答	令和 8 年 5 月 1 日(金)までに町ホームページにて公表
参加表明書の提出期限	令和 8 年 5 月 12 日(火)17 時まで
提案資格の確認結果通知	令和 8 年 5 月 14 日(木)発送
企画提案書の提出期限	令和 8 年 5 月 20 日(水)17 時まで
書類審査・受託候補者の特定	令和 8 年 5 月 25 日(月)
審査結果の通知書発送	令和 8 年 5 月 26 日(火)
契約締結	令和 8 年 5 月中(予定)
業務開始	令和 8 年 6 月～

※ やむを得ない事情がある場合、上記スケジュールを変更することがある。変更が生じた場合は、参加表明者に対して速やかに通知する。

## 6. 参加手続き

### (1) 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、すべて質問書により提出すること。

- **提出期限**： 令和 8 年 4 月 30 日(木)17 時まで(土・日曜日、祝日を除く)
- **提出方法**： 電子メールにより質問書(様式6)を送付すること。メールの標題に「総合計画策定支援業務プロポーザル質問」と明記すること。また、送信後着信確認の電話をすること。
- **メールアドレス**： [kikaku@town.kotohira.lg.jp](mailto:kikaku@town.kotohira.lg.jp)
- **受付時間**： 土・日曜日、祝日を除く 9 時から 17 時までとする。
- **回答方法**： 質問に対する回答は一括して取りまとめ、町ホームページにおいて公表する。なお、質問回答書は本実施要領の追加または修正として同様に扱うものとする。

### (2) 参加表明書等の受付

- **受付期間**： 令和 8 年 4 月 24 日(金)～令和 8 年 5 月 12 日(火)17 時まで
- **提出先**： 〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井 817-10 琴平町企画防災課

- **提出方法**：持参または郵送（郵送の場合は特定記録郵便または簡易書留、期限必着）  
※ 持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く9時から17時までとする。

#### 提出書類(各1部)

N o.	書類名	様式
1	参加表明書	様式第1号(規程所定様式)
2	会社概要書	様式2-1(必要事項の記載があればパンフレット等でも可)
3	業務実績調書	様式2-2
4	国税及び地方税の滞納がない証明書	3か月以内に発行したもの(写し可)※国税の納税証明はその3の3

#### (3)提案資格の確認

提出された参加表明書をもとに提案資格の確認を行う。

- ア 提案資格確認結果は、令和8年5月14日(木)に発送する
- イ 提案資格が認められなかった参加表明者に対しては、認められなかった理由をあわせて通知する
- ウ 参加表明者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめる
- エ 参加表明者が1者の場合は、当該1者について提案資格の確認を行い、資格が認められた場合は審査を実施する

なお、提案資格が認められなかった旨の通知を受けた参加表明者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日以内(土・日曜日、祝日を除く)に、書面により町長に対して説明を求めることができる。

#### (4)企画提案書類等の提出

- **提出期限**：令和8年5月20日(水)17時まで
- **提出先**：〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井 817-10 琴平町企画防災課
- **提出方法**：持参または郵送（特定記録郵便または簡易書留、期限必着）  
※ 持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く9時から17時までとする。

#### 提出書類

No.	書類名	様式	部数
1	企画提案書	任意様式(A4判・12ページ以内)	10部
2	業務工程表	任意様式(A4判またはA3判・1ページ以内)	10部
3	業務実施体制調書	様式3-1、様式3-2	10部
4	管理者調書	様式4-1	10部
5	主たる担当者調書	様式4-2	10部
6	見積書(内訳書を含む)	任意様式	10部

※ 企画提案書は A4 判・片面印刷・文字サイズ 10.5 ポイント以上とすること。図面等で A3 サイズの資料を添付する場合は A4 サイズに折りたたんで綴じ込むこと。

※ 表題「第 6 次琴平町総合計画策定支援業務公募型プロポーザル企画提案書」及び提案者名を記載した表紙をつけること。

#### (5) 企画提案書の構成

企画提案書は、以下の構成に従って作成すること。

項目	内容	ページ数目安
① 業務理解・課題認識	琴平町の現状・課題の認識	2 ページ以内
② 業務実施方針	全体の実施方針・考え方	2 ページ以内
③ 業務実施手法	各業務項目の具体的な手法	4 ページ以内
④ 住民参画の方法	アンケート・ワークショップの手法	2 ページ以内
⑤ 業務工程表	月別スケジュール	1 ページ以内
⑥ 実施体制	体制図・業務責任者の経歴	1 ページ以内
<b>合計</b>		<b>12 ページ以内</b>

## 7. 企画提案書等の審査について

### (1) プロポーザル委員会

規程第 4 条に基づき、本業務のプロポーザル委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会会議は非公開とする。ただし、受託候補者については町ホームページで公表する。

### (2) 評価項目及び評価基準

規程第 8 条に基づき、評価項目及び評価基準を以下のとおり定める。

評価項目	評価基準	配点
①業務理解・課題認識	琴平町の現状・課題を的確に把握しているか。人口減少・少子高齢化、公共施設の整備・再配置など、本町が直面する様々な課題を幅広く認識しているか	20 点満 点
②実施方針・手法の妥当性	業務の実施方針・手法が具体的かつ妥当であるか。住民参画・議会対応の方法が適切か 一般的な総合計画の構成・内容・表現方法にとらわれず、本町の歴史・文化・観光資源など地域の個性を活かした、琴平町らしい計画となるよう検討されているか	40 点満 点
③実施体制	業務遂行に必要な体制が整っているか。業務責任者の経験・資格が十分か	15 点満 点
④類似業務の実績	地方公共団体における総合計画策定支援の実績が豊富か	20 点満 点
⑤見積金額	提案金額が適正かつ経済的であるか	5 点満 点
合計		100 点満 点

## 8. 選考方法

### (1) 判定方法

規程第 11 条に基づき、委員長・副委員長・委員は、企画提案書の内容により、評価基準に基づき独立して提案者の提案の優劣を判定する。判定は各委員の採点の合計点により提案者の順位を決定し、それ以外の事由を加えて合計点の修正を行ってはならない。

### (2) 基準点

町で定める基準点(評価点の合計の 6 割)に満たない場合は、受託候補者の対象としない。

### (3) 選定方法

選考評価の合計が最高点の者を受託候補者として特定する。また、2 番目に高い者を次点者として選定する。

なお、提案者が1者の場合においても審査を実施し、受託候補者として適していると判断した場合は、その提案者を受託候補者として決定する。

#### (4) 同点の場合の取り扱い

- 審査の結果、合計点が同点となった場合は、見積金額点(⑤)を除いた技術点(①～④の合計点)の高い者を上位とする
- 前項の規定によってもなお同点となった場合は、委員会の決するところによる

## 9. 審査結果の通知

### (1) 結果の通知

規程第13条・第14条に基づき、審査終了後、各提案者に対して自己の結果のみを結果通知書(様式第4号)により通知する。受託候補者として特定されなかった提案者には、特定されなかった理由を付記する。

### (2) 非特定理由の説明請求

非特定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日以内(土・日曜日、祝日を除く)に、書面により町長に対して非特定理由について説明を求めることができる

町長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、書面により回答する

## 10. 契約方法

受託候補者を特定後、契約にかかる協議を行い、協議が整い次第速やかに随意契約を行う。ただし、受託候補者との契約が不調となった場合は、次点者との交渉を行うものとする。

## 11. 留意事項

次のいずれかに該当するときは、契約候補としての決定を取り消すものとする。

- 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
- 委員又はその関係者に選定に関する接触を求めるなど評価の公平性を害する行為を行ったとき

- 契約候補者の決定から契約締結までの間に、経営事情等の変化により業務の履行が困難であると町が判断したとき
- 著しく社会信用を失う行為等により契約候補者としてふさわしくないと町が判断したとき
- 契約候補者が参加資格要件に適合しなくなったとき

## 12. その他

- 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする
- 本プロポーザル方式による情報提供基準は、規程第 19 条及び別表によるものとし、この基準を了解のうえ参加することを条件とする
- 提出書類で用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする
- 提出書類の文章は横書きとし、文字サイズは 10.5 ポイント以上とする
- 提出された書類は返却しない。また、町はこの書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする
- 本案件に係る情報公開請求があった場合には琴平町情報公開条例に基づき提出書類を公開することがある
- 一定の適格性を満たす参加者がいないときは受託候補者を選出しない場合がある
- 本実施要領及び仕様書に定められていないものは、規程に準ずる

## 13. 担当部署・問合せ先

### 琴平町企画防災課

- 住所：〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井 817-10
- 電話：0877-75-6711
- FAX：0877-73-2120
- メール：kikaku@town.kotohira.lg.jp
- 受付時間：9:00～17:00（土・日曜日、祝日を除く）